

# 岡崎市地球温暖化防止隊規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、岡崎市地球温暖化防止隊と称する。

2 本会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第40条第1項の規定に基づき組織された、地球温暖化対策地域協議会とする。

### (目的)

第2条 地球規模の環境問題、中でも地球の温暖化は、人類にとって極めて重大な課題であり、その対応が急務となっている。そこで、市民、事業者及び行政が一体となって、この問題に取り組む必要がある。そうした中で、岡崎市地球温暖化防止隊の活動に必要な事項を定め、円滑な温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、岡崎市を中心として次の事業を行う。

- (1) 地球温暖化防止に関する市民や事業者などへの啓発・教育に関すること
- (2) 地球温暖化防止に関する事業の推進に関すること
- (3) 岡崎市環境基本計画のプロジェクトに関すること
- (4) その他、地球環境の保全に関すること

## 第2章 会員及び会費

### (会員)

第4条 本会の会員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員  
本会の目的に賛同し、入会した個人
- (2) 法人賛助会員  
本会の目的を賛助するため、入会した法人又は団体
- (3) サポート会員  
本会の目的を賛助するため、入会した個人
- (4) 学生会員  
本会の目的に賛同し、入会した学生

### (入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会規則により入会申込書（様式1）を代表に提出し、役員会の承認を得なければならない。

### (会費)

第6条 会員は、総会において別に定める規則により、会費を納入しなければならない。

い。

( 休会 )

第 7 条 会員は、1 年を単位に休会することができる。休会する場合は、休会申出書 ( 様式 5 ) を代表に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 休会の承認を得た者は、当該年度の会費を免除される。

3 休会の承認を得た者は、当該年度においては会員としての活動はできない。

( 資格の喪失 )

第 8 条 本会の会員が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに資格を失うものとする。

(1) 退会

(2) 除名

( 退会 )

第 9 条 会員が退会しようとするときは、代表に書面 ( 様式 2 ) で届出なければならない。

2 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

3 会費の納入が 1 年度間されなかった場合は、退会したものとみなす。

( 除名 )

第 10 条 会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反するような行為をしたときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決により除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、本人の申出により、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

( 拠出金の不返還 )

第 11 条 退会又は除名された会員が拠出した金品は、返還しない。

### 第 3 章 役員及び事務局

( 役員 )

第 12 条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表 1 名

(2) 副代表 1 名

(3) 部会長 5 名以内

(4) 会計 1 名

(5) 監事 2 名

( 役員の選任 )

第 13 条 代表及び副代表は、総会において、互選により決する。

- 2 部会長は、代表が指名する。
- 3 会計及び監事は、代表、副代表及び部会長により会員のうちから選任する。

( 役員の職務 )

第 14 条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 部会長は、代表の指定する内容の事務を推進する。
- 4 会計は、会の経費の支弁を行う。
- 5 監事は、役員の業務執行状況及び、財産の状況の監査をおこなう。また、規約に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会に報告する。なお、監事は他の役員を兼ねることはできない。

( アドバイザー )

第 15 条 本会に、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、役員会の議決を経て代表が依頼する。
- 3 アドバイザーは役員会に出席して意見を述べることができる。

( 役員の任期 )

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、第 13 条の規定により後任者を選任する。この場合において、後任者の任期は第 1 項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

( 役員の解任 )

第 17 条 役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決で解任することができる。

( 事務局 )

第 18 条 本会の事務局は、岡崎市十王町二丁目 9 番地 岡崎市環境部環境政策課内に置く。

- 2 事務局は、この会の庶務事務を行う。
- 3 前 2 項に規定するほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は役員会において別に定める。

## 第 4 章 会議

( 会議 )

第 19 条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3 別に必要に応じ、部会及び委員会を設けることができる。

(構成)

第20条 総会は、正会員、法人賛助会員をもって構成する。ただし、法人賛助会員については、代表者1名とする。

2 役員会は、代表、副代表、部会長、会計及び監事をもって構成する。

(議決事項)

第21条 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要事項

2 役員会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(総会)

第22条 通常総会は、毎年6月に行う。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、又は正会員及び法人賛助会員の5分の2以上から申出があったとき開催する。

(招集)

第23条 会議は、代表が招集する。

2 総会を招集するには、正会員及び法人賛助会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時場所を示し、開催の日の10日前までに通知しなければならない。

3 役員会を招集するには、各役員に対し、緊急の場合を除き、前項に準じ開催日の3日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては正会員及び法人賛助会員、役員会においては役員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第25条 総会及び役員会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第26条 総会の議事は、この規約に特別の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2 役員会の議事は、出席役員数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

(書面表決)

第 27 条 やむを得ない理由により総会、臨時総会及び役員会の会議に出席できない構成員は、あらかじめ示された事項について書面(様式 3)をもって表決し、又は他の構成員を代理人として委任(様式 4)することができる。この場合において、第 23 条及び前条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議の成立状況
- (3) 会議に出席した会員の数又は役員の氏名
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過、主な発言要旨
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 総会の議事録には、出席した会員または役員のなかから、その会議において選出された議事録署名人 2 名以上が議長とともに署名押印しなければならない。

## 第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金等
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 資産は、代表が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 31 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 32 条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、年度末に次に掲げる書類を作製し、年度終了後 3 ヶ月以内に、監事の監査を得て、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 貸借対照表
- (3) 収支決算書

(会計年度)

第 33 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

## 第 6 章 解散

(解散及び残余財産の処分)

第 34 条 本会は、役員会及び総会において、出席者の 4 分の 3 以上の同意を得て解散することができる。

2 解散に伴う残余財産の処分は、役員会及び総会の議決を得て、決定する。

## 第 7 章 規約の変更

(規約の変更)

第 35 条 この規約は、総会において、出席者の 4 分の 3 以上の議決で変更することができる。

## 第 8 章 補則

第 36 条 この規約の施行について必要なことは、役員会の議決を経て、別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、平成 18 年 6 月 17 日から施行する。
- 2 本会設立当初の会長、副会長、部会長、会計及び監事は、第 12 条第 2 項及び第 12 条第 3 項の規定にかかわらず、別表のとおりとする。
- 3 この規約は、平成 18 年 8 月 12 日から施行する。
- 4 この規約は、平成 19 年 6 月 30 日から施行する。
- 5 この規約は、平成 20 年 6 月 28 日から施行する。  
なお、第 1 条の 2 に、協議会への移行については、平成 21 年 3 月 31 日までに行うものとし、その施行日は役員会において決定する。
- 6 この規約は、平成 21 年 6 月 27 日から施行する。
- 7 この規約は、平成 23 年 6 月 11 日から施行する。
- 8 この規約は、平成 29 年 6 月 17 日から施行する。
- 9 この規約は、平成 30 年 6 月 24 日から施行する。
- 10 この規約は、令和 2 年 6 月 28 日から施行する。



岡崎市地球温暖化防止隊  
代表 宛

## 入 会 申 込 書

岡崎市地球温暖化防止隊の趣旨等に賛同し入会を申込みます。

### 1. 会費 (希望会員区分に 印をお願いします。)

会員区分	年会費
正会員(個人)	円
法人賛助会員 (企業・団体)	<input type="checkbox"/> 円
	<input type="checkbox"/> 計 円
サポート会員	<input type="checkbox"/> 円
	<input type="checkbox"/> 計 円
学生会員	円

### 2. 登録名

- ・会員台帳作成資料として下表にご記入ください。
- ・岡崎市地球温暖化防止隊では会員同士の連絡用に名簿を作成しています。
- ・下記登録内容を記載するに当り、承諾についてどちらかに 印をお願いします。  
名簿に住所・電話番号・メールアドレスの記載について〔承諾する・承諾しない〕

#### 【正会員・サポート会員・学生会員】

氏名			
住所	〒		
学校名(学年)			( ) 学生会員のみ
Tel		Fax	
e-mail			
部会選択	会員部会・青山部会・さくら部会・中西部会・広報部会 自然委員会・交通委員会・CO2マップづくり委員会 自然エネルギー委員会		

加入する部会を○で囲んでください。

#### 【法人賛助会員】

事業者名・氏名 (個人商店も含む)			
事業所住所	〒		
業種			
従業員数	名		
代表者職・氏名	職名	氏名	
本件についての 担当者職・氏名	職名	氏名	
Tel		Fax	
e-mail			

### 3. 申込方法 郵送またはFAXにて下記まで申込みください。

〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地 岡崎市役所環境政策課内 岡崎市地球温暖化防止隊 事務局 Fax 0564-23-6536 (Tel 0564-23-6685)
--



様式 2

令和 年 月 日

岡崎市地球温暖化防止隊  
代表

岡崎市地球温暖化防止隊

\_\_\_\_\_  
⑩

岡崎市地球温暖化防止隊退会届

私は、以下の理由により、この会を退会することをここに届出いたします。

.....

.....

.....

様式 3

書面表決について

令和〇年〇月〇日

岡崎市地球温暖化防止隊  
(宛先) 代 表 〇〇〇〇

岡崎市地球温暖化防止隊  
〇 〇 〇 〇

令和〇年〇月〇日に開催予定の〇〇〇会については、〇〇のため出席できませんが、当日予定されている議題 については、賛成(反対又は保留)させていただきますので、よろしくお取り計らいください。

様式 4

委 任 状

令和〇年〇月〇日

岡崎市地球温暖化防止隊  
（宛先） 代表 ○○○○

岡崎市地球温暖化防止隊  
○ ○ ○ ○

令和〇年〇月〇日に開催予定の○○○会に○○のため、出席できませんが、会議の議決につきましては、代表（又は、○○○○氏に）一任しますので、よろしくお取り計らいください。

令和〇年〇月〇日

岡崎市地球温暖化防止隊  
(宛先) 代 表 〇〇〇〇

岡崎市地球温暖化防止隊  
〇〇〇〇 印

岡崎市地球温暖化防止隊休会届

私は、この会を休会したいのでここに届出いたします。

- 1 休会する年度
- 2 休会する理由

と き	
と ろ	こ
実 者	施
参加(対象)者	
活動等の概要(啓発のポイント等)	